

家畜保健衛生だより

令和3年度 第20号

豚熱の防疫対策の徹底について

豚熱については、これまでも発生予防及びまん延防止対策の実施をお願いしていますが、今後春を迎え気温の上昇とともに、野生いのししの活動範囲が広がることで本病のウイルスが拡散される可能性が高まることが予想されます。

昨年は1月、3月にそれぞれ1事例発生した後、4月に4事例の発生が確認されています。

つきましては、今後も引き続き以下の点にご留意いただき、豚熱防疫対策の徹底をお願いいたします。

1 飼養衛生管理の徹底

飼養衛生管理基準（車両・物や畜舎周囲の消毒、長靴や衣服の交換・消毒による衛生管理区域への病原体の持込み防止の徹底、毎日の健康観察、野生動物の侵入防止対策等）において、不備がみられる点について早急に改善を行うようにしてください。

特に、これまでの発生予防の重要ポイントとされている「離乳舎」については、免疫を獲得していない豚群が特に感染が起りやすいことを念頭に、豚舎に出入りする際にウイルスを持ち込まない衛生対策を徹底してください。

2 早期発見・早期通報の徹底

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第4の2の（3）に定める食欲不振等の豚熱の「特定症状」*を呈している豚等を発見した時には家畜保健衛生所に速やかに届け出てください。（※特定症状は別紙参照）

3 農場関係者以外の人々の農場立入禁止

農場関係者以外の者が不要に農場に立入らないように、飼養衛生管理区域の境界の目に付きやすい場所に看板を設置する等、注意喚起を行ってください。

※県内野生いのししの検査状況は随時更新しています。



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w5c/cnt/f535305/test-csf.html>

神奈川県畜産課 HP

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷 3658

TEL 046-238-9111 ファクシミリ 046-238-9124



県央家保 HP

豚熱の特定症状

～豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針より～

- 1 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。
- 2 同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。

ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 摂氏 40 度以上の発熱、元気消失、食欲減退
- (2) 便秘、下痢
- (3) 結膜炎（目やに）
- (4) 歩行困難、後軀麻痺、けいれん
- (5) 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
- (6) 流死産等の異常産の発生
- (7) 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

- 3 同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

- 4 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1 万個/ μ l 未満）又は好中球の核の左方移動が確認されること。

ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷 3658

TEL 046-238-9111

ファクシミリ 046-238-9124

神奈川県県央家畜保健衛生所

休日連絡先

080-3403-0155

080-3403-0157